

案件概要書

2017 年 8 月 29 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ケニア共和国（以下「ケニア」という。）
- (2) プロジェクトサイト/対象地域名：モンバサ郡（人口：約 115 万人）
- (3) 案件名：モンバサ経済特区インフラ整備計画（The Project for Infrastructure Development in Mombasa Special Economic Zone）
- (4) 事業の要約：本計画は、モンバサ港南岸のドンゴ・クンドゥ地域において、モンバサ経済特区開発に必要なインフラの一部を整備することにより、同地域における投資環境の改善を図り、もって同地域の社会・経済環境の改善及びケニアの経済インフラ整備に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

（１）本計画を実施する外交的意義

ケニアは、東アフリカ地域の政治、経済の中核を担う国であり、また、ソマリア、スーダンなどの和平プロセスにも積極的に関与しており、同国への支援は、アフリカにおける平和構築に資するとともに域内経済への波及効果も大きい。

ケニアは、昨年 8 月には第 6 回アフリカ開発会議（TICADVI）の開催国となった。同会議において、安倍総理は日本企業の関心が高い東アフリカ北部回廊などの三重点地域をはじめとする総合広域開発等の分野において、今後 3 年間（2016-2018）で約 100 億ドル（約 1 兆円）の質の高いインフラ投資を実施する旨表明した。また、日ケニア首脳会談においては、日本のマスタープランに基づいて段階的にモンバサ経済特区を開発していくことで一致した。同会談後に発出された共同声明において、両首脳は、モンバサ経済特区の持続可能な共同開発の必要性を認識し、両政府間の覚書に基づき、この急を要する計画を追求し実現するとのコミットメントを確認しており、我が国として本計画を支援することは、こうしたコミットメントをフォローアップするもの。

（２）当該国における民間セクター開発／モンバサ地域の開発の現状・課題及び本計画の位置付け

ケニア政府は産業育成や雇用創出による貧困削減及び経済開発の観点から、海外直接投資の誘致を重視しており、経済特区の開発を進めている。また、ケニア政府の国家開発計画「Vision 2030」の 3 本柱の一つである経済開発において、「ドンゴ・クンドゥ（モンバサ）地域の自由貿易港の建設」及び「経済特区開発」が優先事業として位置付けられている。

モンバサ港は、ケニア唯一の国際貿易港であり、ウガンダやルワンダ等続く東アフリカ北部回廊の起点として、これらの国への物流拠点となっている。ケニア政府は、Vision2030 において、物流の結節点であるモンバサに経済特区を設けることにより、外国企業の誘致、国内外の投資促進及び産業の多角化を行い、ひいては同地域を含むケニア全体の経済活性化を図ることとしている。

JICA は、ケニア政府の要請に基づき、2014 年 1 月から 2015 年 8 月にかけて開発計画調査型技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」(以下、「M/P プロジェクト」という。)を実施し、モンバサ経済特区開発のためのマスタープランを策定した。同マスタープランでは、経済特区開発のために整備が必要なインフラとして、電力、上下水道、排水、道路、港湾、土地整備等が特定されている。

また、2016 年 8 月に行われた日ケニア首脳会談において、モンバサ経済特区を日ケ両国で協力して開発する旨合意され、円借款及び無償資金協力により必要なインフラ整備を検討することとなった。本計画は、同合意に基づき、必要となるインフラの内、給水・排水施設の建設及び土地の整備を行うものであり、Vision2030 の実現に貢献するものとして位置付けられる。

(3) 民間セクター開発／モンバサ地域に対する我が国の協力方針等と本計画の位置付け

モンバサを含む東アフリカ北部回廊は、2016 年 8 月に開催された TICADVI において、総合的な開発を行う三つの統合広域開発重点地域の一つとして表明されている。また、同会議の際に行われた日ケニア首脳会談において、日ケニア両国が協力してモンバサ経済特区開発を推進する旨合意されており、本計画は同合意に基づき実施されるものである。

「対ケニア共和国国別援助方針（2012 年 4 月）」において、本計画は、重点分野「経済インフラ整備」の開発課題「民間セクターの開発」における「貿易・産業振興プログラム」に位置付けられる。

(4) 他の援助機関の対応

国際金融公社 (IFC) が経済特区法に基づく経済特区細則の策定を支援している。

(5) 本計画を実施する開発政策上の意義

本計画は、ケニアの開発課題・政策・計画及び我が国・JICA の協力方針等に合致し、周辺国も含めた域内貿易の活性化にも資することから、持続可能な経済成長と雇用（ディーセント・ワーク）の促進を目指す SDGs ゴール 8 に貢献すると考えられる。また、モンバサ経済特区開発は、日ケニア首脳間の合意に基づき実施されるものであり、外交上の意義は極めて高い他、日本企業受注・進出に寄与すると考えられるため、無償資金協力として本計画の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本計画は、モンバサ港南岸のドンゴ・クンドゥ地域において、モンバサ経済特区開発に必要なインフラの一部を整備することにより、同地域における投資環境の改善を図り、もって同地域の社会・経済環境の改善及びケニアの経済インフラ整備に寄与することを目的とする。

② 事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【施設】井戸の建設（4 ヶ所）、配水管の敷設（30km）、配水池の建設（1 ヶ所）、排水路の建設（6km）、土地の整備（10.3ha）（詳細は協力準備調査にて検討する。）

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

コンサルティング・サービス：詳細設計、施工・調達監理

ソフトコンポーネント：運営・維持管理に係る技術指導等（詳細は協力準備調査にて確認する。）

ウ）調達・施工方法（詳細は協力準備調査にて確認する。）

③ 他の JICA 事業との関係

本計画は M/P プロジェクトにて策定されたマスタープランに基づき、経済特区に必要なインフラ整備を協力準備調査「モンバサ経済特区開発事業準備調査」で検討中の円借款事業と合わせて行うものである。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

産業・貿易・協同組合省（Ministry of Industry, Trade and Cooperatives）/経済特区庁（Specoal Economic Zone Authority）及び水灌漑省（Ministry of Water and Irrigation）／コースト水サービス委員会（Coast Water Services Board）

② 他機関との連携・役割分担

国際金融公社 (IFC) が優遇措置の設定や入居企業の許認可手続きを含めた経済特区細則の策定を支援しており、モンバサ経済特区にも適用されることとなっている。

③ 運営／維持管理体制

井戸及び経済特区までの配水管に関しては、コースト水サービス委員会が、それ以外の経済特区内の施設に関しては、経済特区庁が運営・維持管理を行う。維持管理能力に関しては、協力準備調査で確認し、必要があればソフトコンポーネント等による技術指導を検討する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

② カテゴリー分類の根拠：本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年公布）」に掲げる上水道、河川、土地造成セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

過去の経済特区開発事業であるタイ王国向け円借款「東部臨海開発計画」（1982 年～1993 年にかけて承諾）の事後評価等では、大規模な地域開発と工業化は、当該地域への人口流入を招き、都市部の公共サービス需要を増大させることから、これ

ら公共サービス需要への対応には地方自治体の役割が重要との指摘がされている。
そのため、協力準備調査を通じ、対象地域の自治体が提供すべき公共サービスの内
容を確認・提案する予定。

以 上

〔別添資料〕地図

モンバサ経済特区インフラ整備計画 地図

